

平成 28 年度 第 5 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 28 年 8 月 8 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

2. 開催場所：和水町役場本庁 3 階大会議室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。(21 名)

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一
	8 番	小森田義弘	9 番	浦部 貞彦	1 0 番	吉田 広志
	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾	1 3 番	庄山 秀一
	1 4 番	北原 博幸	1 5 番	杉村 幸敏	1 6 番	池田 浩二
	1 7 番	深草 義久	1 8 番	松村 勝徳	1 9 番	古田 博
	2 1 番	徳永 志誠				

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。(2 名)

2 0 番 上田 憲一 2 2 番 高木 義則

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事 務 局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 5 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 21 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	みなさん、改めまして「こんにちは」。本日は、お忙しい中、平成 28 年度第 5 回の農業委員会総会に出席くださいましてありがとうございます。毎日暑い中、体調を崩さないように頑張っていらっしゃると思いますが、頑張って農作業あってもらようをお願いします。また、先日の古墳祭、ペーロン大会に参加された方もおられると思いますがご苦労様でした。また、うれしいことにこの度、 が に就任されました皆様方によりしくとのメッセージをいただいております。 も に就任され、熊本県にとっても素晴らしいことだと思っています。 また 9 月になると農地パトロールも本格的に活用していただくことになります。体調面に気を付けて実施したいいただきますようお願いします。また、9 月の総会後に認定農業者との合同研修会が予定されていますので、参加をよろしくをお願いします。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。
議 長（蒲 池）	4 議事録署名人の氏名 それでは、議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規

則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲池） それでは、本日の議事録署名委員は、7番 戸上委員、8番 小森田委員にお願いいたします。

5 議 事

議長（蒲池） それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（石原） 失礼します。1ページでございます。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただきたいと思います。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「内田の[]」、譲受人「内田の[]」、土地の所在「内田字古閑[]」、田、312 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「35,214 m²」、農作業に従事する者「3名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」「コンバイン 1台」「乗用草刈機 1台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

整番2 譲渡人「中和仁の[]」、譲受人「中和仁の[]」、土地の所在「中和仁字東山[]」、田、295 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「45,637 m²」、農作業に従事する者「2名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

整番3 譲渡人「上和仁の[]」、譲受人「上和仁の[]」、土地の所在「上和仁字野中[]」、田、1,385 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「4,734 m²」、農作業に従事する者「2名」、農機具は「トラクター 1台」「耕うん機 1台」「動噴 1台」、申請理由は「交換による規模拡大」でございます。

2ページでございます。賃貸借権設定の案件になります。

整番1 貸渡人「下津原の[REDACTED]」、借受人「山鹿市の[REDACTED]」、土地の所在「下津原字西谷 [REDACTED]」、田、241 m² 他4筆、合計 田5筆 3,295 m²」でございます。

借受人は新規就農であり、営農計画書を提出して頂いております。年齢は46歳で、5年ほど前から実家がある下津原の兄の経営のもとで、専従者として働いておられましたが、今回独立して就農されます。作付けは水稻とナスを予定されています。農作業に従事する者「1名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」を実家から借りられる予定です。申請理由は「借入による新規就農」でございます。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、取得後において耕作等の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。農業委員会が定める 30a を上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われまふ。以上でございます。

議長(蒲池)

ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番1につきまして、1番 坂本委員の報告をお願いします。

1 番(坂本)

はい。整番1について、1番 坂本が説明いたします。

8月4日に、甲斐委員と私、事務局で現地確認に行つてまいりました。

	申請地は、内田のお宮の東側で畜産団地へ通じる町道の入口になります。現況は、休耕田でした。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 2 につきましては、14 番 北原委員からの報告をお願いします。
1 4 番 (北 原)	はい。整番 2 について、14 番 北原が説明いたします。 8 月 4 日に、池田圭吾委員と私、事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、中和仁東山集落の南西側のほ場整備田になります。現況は、水稻でした。今まで賃貸借し耕作されていた農地を取得されるものです。 今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 3 につきましては、12 番 池田圭吾委員の報告をお願いします。
1 2 番 (池田圭)	はい。整番 3 について、12 番 池田が説明いたします。 8 月 4 日に、北原委員と私、事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、上和仁野中公民館の南側のほ場整備田になります。現況は、水稻でした。4 ページの整番 3 で 5 条転用される土地との交換で取得されるものです。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、賃貸借権設定整番 1 につきましては、1 番 坂本政光委員の報告をお願いします。
1 番 (坂 本)	はい。賃貸借権設定整番 1 について、1 番 坂本が説明いたします。 8 月 4 日に、甲斐委員と私、事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、下津原中の永樹園倉庫の南側で、貸渡人宅の下になります。現況は休耕田で草刈り管理されていました。今回、新規就農のため、賃貸借されるものです。 今後は、水稻・ナスを耕作されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第 1 号につきまして、皆様方から

何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。3ページでございます。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

整番1、貸渡人「米渡尾の[REDACTED]」、借受人「米渡尾の[REDACTED]」、土地の所在地「米渡尾字前田[REDACTED]」、畑、189㎡、他1筆、合計 畑2筆 491㎡」でございます。

転用目的「車庫及び駐車場」、事業計画「車庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建1棟 224㎡、他駐車場」、工事期間「平成28年9月1日から平成28年12月31日まで」となっております。許可後から20年間の使用貸借権設定の案件です。貸主は法人代表者の実の父になります。

申請法人は、自動車の賃貸業及び一般貸切旅客自動車運送事業を営むもので、経営拡大により施設が不足し手狭であり、申請地に車庫を増設するとともに、駐車場用地として転用されるものです。既に整地されていましたが、農業委員の指摘により工事を一時中断され、申請されたものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5条の整番1でございます。

申請の位置につきましては、1ページの管内図及び2ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、3ページが字図で、4ページが配置図となっております。

車庫及び駐車場のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては集水して、既存の道路側溝に接続して排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 28 年 12 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲の農地は貸主所有の農地であり、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。

整番 2、譲渡人「平野の[REDACTED]」、譲受人「平野の[REDACTED]」、土地の所在地「平野字片峯 [REDACTED]、畑、350 m²」でございます。

転用目的「資材置場」、事業計画「資材置場 63 m²、進入路・旋回場 158 m²」、工事期間「平成 28 年 10 月 10 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」となっております。売買による所有権移転の案件です。

申請人は、管工事業を営んでおられますが、自宅の車庫兼物置が手狭になったので、申請地を資材置場として利用するために転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 2 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 5 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、6 ページが字図で、7 ページが配置図となっております。

資材置場のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透となります。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 29

年 3 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。なお、申請地面積 350 m²の内 129 m²が法面となっております。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲農地の所有者から同意書が取っており、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。

4 ページでございます。

整番 3、譲渡人「上和仁の[REDACTED]」、譲受人「上和仁の[REDACTED]」、土地の所在地「上和仁字西蓮寺 [REDACTED]」、田、207 m² 他 2 筆、合計 田 2 筆 450 m²、畑 1 筆 32 m²」でございます。

転用目的「駐車場」、事業計画「普通車 6 台 60 m²、10t 車 1 台 50 m²、旋回場・積降場 372 m²」、工事期間「平成 28 年 10 月 10 日から平成 28 年 12 月 30 日まで」となっております。交換による所有権移転の案件です。

申請人は、みかんの生産農家で 8 町 2 反作付されており、生産量が約 200 トンあります。常時雇用 1 名、収穫時には臨時雇用 15 名、延べ 850 名を雇用されております。

みかんの収穫時には雇用している方の駐車場がなく、道路脇や自宅空き地に駐車されており、みかんの集荷・出荷時の大型車の駐車場もなく困っておられたので、雇用している方の駐車場及びみかんの集荷・出荷時の大型車の駐車場並びに積み降ろし場として転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思っております。5 条の整番 3 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 8 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思っております。そして、9 ページが字図で、10 ページが配置図となっております。

駐車場のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透とし、余り水は集水桝を設置して既設水路及び河川に排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地につきましては、おおむね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で「第 1 種農地」となり、原則不許可となりますが、「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、「第 1 種農地の不許可の例外」に該当しますので転用できると判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を
確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 28
年 12 月 30 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思
われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲農地の
所有者から同意書が取っており、日照、通風など、営農上への支障はない
と考えております。以上でございます。

議 長(蒲 池) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございまし
た。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思
います。整番 1 につきまして 11 番 甲斐委員の報告をお願いします。

1 1 番(甲 斐) はい。整番 1 について、11 番 甲斐が説明いたします。
8 月 4 日に、坂本政光委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。
申請地は、借受人である [REDACTED] の隣接地になります。現況
は整地がしてありました。雨水につきましては集水して既存の道路側溝に
接続して排水されます。周囲の農地は貸主所有の農地であり、日照、通風
など、営農上への支障はないと考えております。ご審議の程、よろしくお
願いします。

議 長(蒲 池) はい。ありがとうございました。続きまして、整番 2 につきまして 14 番
北原委員の報告をお願いします。

1 4 番(北 原) はい。整番 2 について、14 番 北原が説明いたします。
8 月 4 日に、池田圭吾委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。
申請地は、平野のお宮の東側で譲受人宅の隣接地になります。現況は柿
が数本植えてありました。申請地の 3 分の 1 は、法面でした。雨水につき
ましては自然浸透される計画です。周囲に農地はありますが、隣接地の同
意書も取っておりますので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお
願いします。

議 長(蒲 池) はい。ありがとうございました。続きまして、整番 3 につきまして 12 番
池田圭吾委員の報告をお願いします。

1 2 番(池田圭) はい。整番 3 について、12 番 池田が説明いたします。

8月4日に、北原委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、上和仁野中公民館の北側で、譲受人宅の隣になります。現況は休耕地でした。雨水につきましては自然浸透とし、余り水は集水桝を設置して既設水路及び河川へ流される計画です。周囲に農地はありますが、隣接地の同意書も取っておりますので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（蒲池）

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。質問がある方の挙手をお願いします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲池）

ないようでございますので、採決したいと思います。議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長（蒲池）

はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

今回、整番1から4までを18番 松村委員が関与される案件、整番5を4番 石原由紀委員が関与される案件があります。議事参与の制限がありますので、まずは、整番6のみを審議していただきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（石原）

失礼します。5ページでございます。議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

6ページでございます。賃貸借権設定の案件でございます。

整番6、貸人「西吉地の■■■■■」、借人「中和仁の■■■■■」、土地の所在地「西吉地字馬立迫■■■■■、畑、2,524㎡」、利用内容「キウイ」、期間「平成28年9月1日から5年間」、支払方法「1筆当たりキウイ100kg」、

借り手の農業経営状況、年齢「42 歳」、経営面積「58,393 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「みかん・キウイ」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長（蒲 池） ただ今、事務局から議案第 3 号の整番 6 について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、議案第 3 号の整番 6 について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

事務局（石 原） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。続きまして、整番 1 から 4 までを審議したいと思いますので、18 番松村委員の退室をお願いします。

【18 番 松村委員 退室】

議長（蒲 池） それでは、整番 1 から整番 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局（石 原） 整番 1、貸人「岩尻の[REDACTED]」、借人「岩尻の[REDACTED]」、土地の所在地「岩尻字西源藤 [REDACTED]」、田、911 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当たり 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「61 歳」、経営面積「43,499 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

整番 2、貸人「岩尻の[REDACTED]」、借人「岩尻の[REDACTED]」、土地の所在地「岩尻字水上 [REDACTED]」、田、1,005 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当たり 60 kg」、借り手の農業経営状況

は、整番 1 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 3、貸人「久米野の[]」、借人「岩尻の[]」、土地の所在地「岩尻字西源藤 []」、田、839 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 1 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 4、貸人「久米野の[]」、借人「岩尻の[]」、土地の所在地「岩尻字西源藤 []」、田、575 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 1 に同じでございます。新規設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長（蒲 池） ただ今、事務局から議案第 3 号の整番 1 から 4 までの説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、議案第 3 号の整番 1 から 4 までについて承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議長（蒲 池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。それでは、18 番 松村委員の入室をお願いします。

（18 番 松村委員 入室）

議長（蒲 池） 次に、整番 5 を審議したいと思いますので、4 番 石原由紀委員の退室をお願いします。

【4 番 石原由紀委員 退室】

議 長（蒲 池）

それでは、整番 5 について事務局より説明をお願いします。

事務局（石 原）

整番 5、貸人「嘉島町の[REDACTED]」、借人「下津原の[REDACTED]」、土地の所在地「志口永字通り山 [REDACTED]、畑、2,497 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当たり 5,000 円」、借り手の農業経営状況、経営面積「30,077 m²」、主な経営作物「スイカ・ナス」、新規設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議 長（蒲 池）

ただ今、事務局から議案第 3 号の整番 5 の説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議 長（蒲 池）

それでは、ないようでございますので、議案第 3 号の整番 5 について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議 長（蒲 池）

ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。それでは、4 番 石原由紀委員の入室をお願いします。

（4 番 石原由紀委員 入室）

6 報 告

議 長（蒲 池）

これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。

事務局（石 原）

失礼します。7 ページでございます。
中途解約通知が 2 件提出されております。
次に、8 ページでございます。

あっせん譲受等候補者名簿について、山鹿市の■■■■■さんから登録申出書が提出されております。

経営形態は、水稻及び野菜、面積は 32.95 a、農業労働力は 1 名となっております。和水町のあっせん基準面積は、新規就農者で 50a でございます。あっせんの状況で 20 a ほど希望があり、取得後は基準面積の 50a を超えますので、あっせん譲受等候補者名簿に掲載させていただきます。名簿登録番号 253 番、登録年月日が平成 28 年 8 月 8 日でございます。

以上ご報告申し上げます。

7 その他

議長(蒲池) 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局(石原) 失礼します。9 ページでございます。

1) 次回総会日 平成 28 年 9 月 5 日(月) 午後 1 時 30 分から、和水町三加和公民館 2 階研修室で行います。終了後、認定農業者との合同研修会及び意見交換会を行います。

議長(蒲池) ■■■■■の講和も予定されていますので、是非参加くださるようお願いします。

2) 農業者年金の加入推進について(渡邊係長にて説明)

8 月は農業者年金加入促進月間となっているため、最低 2 名農業者年金加入に向けてパンフレットと内容を記載、費用弁償として 2,000 円予算化している。

議長(蒲池) それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 5 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 7 番

署 名 委 員 8 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚